

平成 30 年 12 月 4 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

1 2 月 4 日 ( 初 日 )

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第 4 議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度南知多町一般会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 5 議案第 63 号 南知多町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 64 号 南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例の制定について
- 日程第 7 議案第 65 号 南知多町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 66 号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 67 号 南知多町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 68 号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 69 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 70 号 平成 30 年度南知多町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 13 議案第 71 号 平成 30 年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 72 号 平成 30 年度南知多町水道事業会計補正予算（第 1 号）

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1 番 山 本 優 作

2 番 鈴 木 浩 二

3 番 片 山 陽 市

4 番 小 嶋 完 作

5 番 内 田 保

6 番 石 垣 菊 蔵

7番 服部光男  
9番 吉原一治  
11番 榎戸陵友

8番 藤井満久  
10番 松本保  
12番 石黒充明

欠席議員 (なし)

#### 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	中川昌一	総務課長	大岩幹治
検査財政課長	山下忠仁	防災安全課長	内田純慈
税務課長	神谷和伸	企画部長	田中嘉久
企画課長	滝本功	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木良一	建設課長	鈴木淳二
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	田中吉郎	住民課長	宮地利佳
福祉課長	相川和英	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	鈴木茂夫	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	山下雅弘	社会教育課長	森崇史
学校給食 センター所長	宮本政明	会計管理者 兼出納室長	鈴木正則
学校教育課 指導主事	蟹江敏広		

#### 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相川博運 主幹 大久保美保

[ 開会 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を12月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、ことしははや12月となりました。例年になく暖かい師走のスタートになりましたが、今週は寒暖の差が大きく、週末には一段と寒くなりそうです。皆様には体調にくれぐれも御留意いただき、議会運営に御協力していただくことをお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

また、教育委員会教育長より南知多町教育委員会活動の点検及び評価の結果に関する報告がありましたので、その報告書をあわせて配付しておりますので、御了承をお願いいたします。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、鈴木浩二議員、3番、片山陽市議員を指名いたします。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定しました。

---

### 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

#### ○議長（藤井満久君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

#### ○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、内田佐平二家の登録有形文化財建造物の登録につきまして御報告申し上げます。

尾州廻船内海船船主内田佐平二家につきまして、本年7月20日に国の文化審議会が文部科学大臣に登録有形文化財とするよう行った答申を受け、同年11月2日の官報号外第242号にて文化財登録原簿へ登録されたことについて告示がされました。このことによりまして、本町で初めての国の登録有形文化財建造物となりました。

今後、重要文化財であります内田佐平二家とあわせて、文化財建造物としてふさわしい展示や文化活動によりまして、より多くの方々にお越しいただき、歴史的・文化的な価値と魅力がさらに磨かれていくよう努めてまいります。

次に、「空き家活用術 はじめの一步セミナー」の開催につきまして御報告申し上げます。

11月24日に、空き家の情報提供を推進するため、町総合体育館サブアリーナにCBCテレビの大石アナウンサーをお招きし、空き家の管理や利活用をテーマにしたセミナーを開催し、約200名の方々に参加をしていただきました。

最後に、平成30年度町防災訓練の実施につきまして御報告申し上げます。

本年度も各地区単位により町内の5会場にて、9月2日から11月25日までの間、各地区自主防災会の皆様、地元区役員の皆様、町議会議員の皆様方の御協力のもと、町民の

皆様に多数の参加をいただく中で、初期消火、AED、炊き出しなどの各種訓練を実施いたしました。

師崎地区の訓練では、地元師崎中学校の生徒が作成したハザードマップの発表なども実施されました。

また、内海・山海地区の訓練では、1次訓練として、各地区による津波避難訓練が900名近くの参加者のもと行われ、避難者数を取りまとめ、その集計結果を町災害対策本部に報告する情報伝達訓練も実施されました。

以上で諸般報告を終わらせていただきます。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は、専決処分の承認を求めることについてをはじめ11議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第62号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成30年度南知多町一般会計補正予算（第4号）であります。

その内容としましては、台風24号による町道等の災害復旧に要する経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

歳入歳出それぞれ996万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ73億8,391万5,000円としたものであります。予算の内容としましては、歳出におきまして、災害復旧費996万2,000円を追加し、歳入におきまして、県支出金351万円及び繰越金645万2,000円をそれぞれ追加したものであります。

議案第63号 南知多町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第64号 南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例の制定につきましては、篠島地区及び平成30年度末完成予定の日間賀島渡船ターミナル建設に伴い、篠島渡船ターミナルとあわせて、新たに条例を制定するものであります。

議案第65号 南知多町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきましては、介護保険法の一部改正が平成30年4月1日に施行されたことに伴いまして、新たに条例を制定するものであります。

議案第66号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第67号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に合わせ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第69号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、愛知県農業共済組合への職員の派遣について、平成29年度末にて知多5市5町からの派遣が終了したため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第70号は、平成30年度南知多町一般会計補正予算（第5号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,697万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ74億89万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、議会費38万5,000円、総務費462万4,000円、民生費2,314万8,000円、商工費41万2,000円及び土木費73万7,000円をそれぞれ追加し、衛生費363万7,000円、農林水産業費677万1,000円及び教育費192万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳入におきましては、地方交付税1,273万8,000円、分担金及び負担金45万3,000円、国庫支出金932万6,000円、県支出金627万4,000円及び町債88万円をそれぞれ追加し、繰入金1,269万4,000円を減額するものであります。

議案第71号は、平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ65万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ19億6,572万9,000円とするものであります。歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、地域支援事業費65万1,000円を追加し、歳入におきましては、国庫支出金165万円を追加し、繰入金99万9,000円を減額するものであります。

議案第72号は、平成30年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、収益的支出を213万9,000円増額し7億5,475万4,000円に、また資本的支出を284万9,000円増額し4億9,614万4,000円とするものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

---

日程第4 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度南知多町  
一般会計補正予算（第4号））

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度南知多町  
一般会計補正予算（第4号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（北川眞木夫君）

議案第62号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げ  
ます。

平成30年度南知多町一般会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条  
第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、  
承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ996万2,000  
円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,391万5,000円とするもので  
あります。

補正をお願いする内容であります。

今回の補正は、本年9月30日から10月1日の台風24号により被災しました施設等の災  
害復旧に要する経費であります。

まず歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

3. 歳出です。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目漁港施設災害復旧費は、91万  
4,000円の増額補正であります。これは、豊丘漁港をはじめ3カ所における浮棧橋チェ  
ーン破損等の復旧に要する経費であります。

次に、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費133万1,000円

の増額補正であります。これは、豊丘字駒帰町道4063号線はじめ9カ所における道路への倒木や土砂流出等の復旧に要する経費であります。

次に、2目河川施設災害復旧費は、15万4,000円の増額補正であります。これは、山海字藪下大泊川へ漂着した流木の撤去に要する経費であります。

次に、3目港湾施設災害復旧費54万4,000円の増額補正であります。これは、内海港における物揚げ場水たたきコンクリートの破損等の復旧に要する経費であります。

次に、4目海岸施設災害復旧費701万9,000円の増額補正です。これは、内海港海岸に漂着した流木の撤去及び処理に要する経費であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

6ページ、7ページをごらんください。

2. 歳入です。

14款県支出金、1項県負担金、3目災害復旧費県負担金351万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました海岸施設災害復旧費に対する県の負担金であります。

次に、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金645万2,000円の増額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして増額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

日程第5 議案第63号 南知多町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第63号 南知多町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第63号、南知多町一般職の任期付職員の採用に関する条例につきまして、制定理由の御説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1の制定の理由です。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

2の制定の主な内容でございます。

(1)職員の任期を定めた採用に関する規定では、アとしまして、高度の専門的知識経験を有する職員を任期付きで採用することができることを規定したもので、第2条関係でございます。

イとしまして、一定の期間内で終了することが見込まれる業務等時限的な職に従事させるため、職員を任期付きで採用することができることを規定したもので、第3条関係でございます。

(2)短時間勤務職員の任期を定めた採用に関する規定では、時限的な職やサービスの提供時間の延長等に従事させるため、短時間勤務職員を任期付きで採用することができることを規定したもので、第4条関係でございます。

(3)任期の特例及び任期の更新に関する規定では、時限的な業務の終了時期が当初の見込みを超えて一定の期間延期された場合等、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができることを規定したもので、第5条及び第6条関係でございま

す。

3の施行期日でございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今回の63号、任期付職員の条例案について御質問します。

この任期付職員の条例案については、3年から5年への任期を採用とするものでありますが、つまりは非正規の対象範囲を少し広げると、そういうものであります。この条例案について、4点質問します。

第1の質問、今回、3年から5年へ範囲を延ばす任用形態を提案しておりますが、これは今後、一般職、非常勤職員として扱い、時間外手当、通勤手当、退職手当、期末手当は適切に支給される予定としているか。また、年休の繰り越しや介護休暇、さまざまな常勤職員に準ずる特別休暇等の権利も保障するということがいいか。例えば、11の小・中学校の用務員さんがおられますが、ほぼ同じ仕事をして、今は正規職員は4名です。その時間は7時間45分、正式勤務です。しかし、あとの7名は非常勤で、7時間30分で、曖昧な勤務となっております。ボーナスも出ません。これは給食調理員さんも同じです。今回の制度で改善されるということはいいか。

第2の質問、この任期付職員の制度は、俸給表や行政職給料表1の1級等に位置づけられて、昇給があるんですか。それとも、俸給表に位置づけなくて、昇給等はされないんですか。

第3の質問です。これは町長に質問します。私は、自治体の公務は、公務の継続性や安定性、公平性からいって、このような任期付職員制度ではなくて、本来任期のない常勤職員で運営するべきであると考えますが、町長の見解はどうでしょうか。

最後の第4の質問です。2017年に地方公務員法と地方自治法が改定されて、2020年4

月からは自治体の職員の非正規職員に1年限りの会計年度任用職員制度を導入することになっています。来年の2019年度までに条例設置がこれは必要なんですね。今回の任期付職員制度はあえて、もう既に19年度に導入しなきゃならないのに、これを導入する必要はあるんでしょうか。

この4点についてお伺いします。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

それでは御質問の1点目、この任期付職員に対して手当等が支給されるかどうかということですが、こちらについては、一般職員と同様、手当を支給する予定でございます。

2点目ですが、任期付職員について、一般職同様、昇給はあるかという御質問ですが、これも一般職同様の手続を踏んでやっていく予定であります。

あと4点目ですが、会計年度任用職員の条例設置、この任期付職員を今やる必要があるかという理解をさせていただきましたが、任期付職員のこの条例制定については、先日の全員協議会でも総務部長がお答えしましたように、現在、保育士、保健師が募集をかけても応募がないということで、現場のほうが大変困っておるということで、現在の状況を踏まえすと、この任期付職員の条例制定が必要であるということで、今回上程をさせていただきました。以上です。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私に対しての質問として、任期付職員そのものが必要なかという内容だと理解してよろしいですか。

○5番（内田 保君）

いや、本来、常勤でやるべきじゃないかという質問です。

○町長（石黒和彦君）

その件について、逆に言えば、任期付職員が必要であるということ言えばいいですね。

○5番（内田 保君）

はい。

○町長（石黒和彦君）

実は、今、課長も答えましたが、保育士、それから保健師、それから万が一のときには弁護士もそうでしょう、条例の審査とかですね。それからもう一つは、仕事がすごく重なって、波がある課がございます。さらに、子どもさんができまして、そういう方の補完として、どうしてもその時期だけ必要だというのは、現場からの要請が強くなります。

それに対して、今までのような臨時職員だけの対応ではなくて、こういう任期付職員という形で、より働く条件がいいものができるならば、基本的には私たちの立場からいいますと、そういう職、技術を持った方たちが本当にピンポイントで欲しいということは、できるかどうかということもありますが、少しでも今のサービスを提供するときに、薄くなっているところを補完するという立場から見ますと、どんな方法でも、言葉は悪いですが、働いてくださる方を広く求めていくということに関しては、正職員をどんどん広げることができればいいですが、できない環境上、どうしても現場の声を拾って、それに応えるべく、いい制度かなと私自身は思っております。今までよりもよくなっていると思っております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第6 議案第64号 南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第64号 南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、議案第64号 南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例の制定の理由につきまして、御説明を申し上げます。

制定理由の説明をごらんください。

1の制定の理由につきましては、篠島地区及び日間賀島地区に渡船ターミナルを建設したことから、地方自治法第244条の2第1項の規定により、設置及び管理について必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要があるからでございます。

2の制定の主な内容でございますが、(1)設置に関する規定としまして、住民及び旅客の安全性、利便性の向上及び地域の活性化を図るため、渡船ターミナルを設置するもので、第2条関係になります。

(2)使用の許可に関する規定としまして、ターミナルの施設を使用しようとする者は町長の許可を受けなければならないとするもので、第5条関係になります。

(3)特定使用施設に関する規定としまして、町長は、施設の一部を特定の事業者を使用させることができるとするもので、第7条関係になります。

(4)使用料に関する規定としまして、施設の利用者は、使用料を納付しなければならないとするもので、第8条関係になります。

(5)指定管理者による管理に関する規定としまして、町長は、施設の管理を指定管理者に行わせることができるとするもので、第18条関係になります。

3の施行期日等でございますが、(1)施行期日は、平成31年4月1日でございます。

(2)南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例は、この条例の制定により廃止するものであります。

(3)経過措置でございますが、廃止前の南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例の規定により使用の許可を受けている者は、この条例により使用の許可を受けた者とみなし、同様に、篠島渡船ターミナルの管理を行っている指定管理者は、この条例により指定管理者とみなすものであります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

議案第64号について、ターミナル管理条例ですが、3点質問します。

第1点ですが、ターミナル管理条例の9条の特別の理由がある減額というふうな形が記述されております。どのような場合を想定しているのですか。

それから第2点ですが、また10年以上の指定管理者はどのようにして決定していくのか、入札を再度されるのか、いかがでしょうか。

第3点、6ページの、これはちょっとよくわからなかったんですが、5条、7条、8条関係の使用料、お金の関係です。日間賀島と篠島のターミナルで料金が違います。特に、観光案内所使用料が、篠島が5,600円、日間賀島は1万1,700円、事務室使用料は、篠島が18万5,300円、日間賀島は11万8,400円となっております。南知多町では、公共料金のいわゆる使用基準というか、そういうものがちゃんとつくられておって、それに従ってこのような料金設定になっているのかお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長(藤井満久君)

産業振興課長。

○産業振興課長(川端徳法君)

内田議員の御質問にお答えいたします。

9条の特別な理由による減免ということは、災害等で本人の責によらない等の理由があれば、減免を行うというふうに考えております。

指定管理者につきましては、離島という条件もございますので、町内の事業者に公募をいたします。公募をいたしまして、台風等の非常時にも管理ができるような方ということで選定を行いまして、3月の議会には指定管理者の議案をまた上程させていただきたいと思っております。

使用料の料金の差でございますが、両ターミナルとも、指定管理者、収益を行う業者に対しましては、建設費相当分と維持管理に要する経費ということで、まず建設費相当分につきましては、町の負担分を30年にわたって一応負担していただくという形で、面積案分で建設相当分としていただいております。さらに、維持管理として、年間の維持管

理に要する経費、これは大規模修繕等を見越しまして、修繕費等も見込んでさらに上乘せして負担していただいております。観光案内所の面積がそれぞれ違いますので、施設の面積、それと両施設の建設費によって料金の差が出ておるものでございます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第7 議案第65号 南知多町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
基準等を定める条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第65号 南知多町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第65号 南知多町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 制定の理由は、介護保険法が一部改正され、平成30年4月1日に居宅介護支援事業者の指定に係る権限等が都道府県知事から市町村長に移譲されたことにより、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

2. 制定の主な内容は、(1)指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準につきましては、基準等は、この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の

人員及び運営に関する基準に定めるとおりとするもので、第2条関係であります。

(2)記録の整備等は、当該事業の記録を整備し、5年間保存しなければならないとするもので、第2条及び第3条関係であります。

(3)暴力団の排除は、当該事業の運営に当たっては、暴力団を利することとならないようにしなければならないとするもので、第4条関係であります。

(4)申請者の資格は、当該事業を行うとして申請を行う場合の申請者は法人とするもので、第5条関係であります。

(5)基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、第6条及び第7条関係であります。

### 3. 施行期日等。

(1)施行期日は、次のページをごらんください、公布の日とするものであります。

(2)経過措置は、第2条後段の規定は、この条例の施行の際、既に完結しているものに係る記録については、適用しないとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第8 議案第66号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第67号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第68号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第66号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第67号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第68号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

議案第66号の次に提案理由の説明をつけさせていただいておりますので、ごらんください。

それでは、議案第66号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第67号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

1の改正の理由でございます。

人事院は、平成30年8月10日に、民間給与との格差を埋めるため、平均0.2%の俸給表の水準を引き上げるなどの給与勧告を行いました。これにより、本町におきましても国家公務員の給与改定に合わせまして、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容でございます。

(1)南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、第6条第2項関係の改正となります。

(2)南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、第4条関係の改正となります。

改正の内容は、次の表のとおり、期末手当の支給割合について、平成30年12月期は

0.05月分引き上げ、また平成31年度以降の6月期と12月期の支給割合につきましては均等にするものでございます。

次に、(3)南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

裏面になります。

アとしまして、給料表の改正は、初任給と若年層に重点を置いて給料月額を平均0.2%引き上げるもので、別表第1、別表第2の給料表をそれぞれ改正するものでございます。

イとしまして、期末手当・勤勉手当の支給割合の改正は、まず再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合は、平成30年12月期は0.05月分引き上げ、また平成31年度以降の6月期と12月期の期末手当、勤勉手当の支給割合につきましては、それぞれ均等にするものでございます。

また、再任用職員の勤勉手当の支給割合は、平成30年12月期は0.05月分引き上げ、また平成31年度以降の6月期と12月期の期末手当、勤勉手当の支給割合につきましては、それぞれ均等にするものでございます。

ウといたしまして、宿日直手当の改正は、宿日直勤務1回当たりの宿日直手当を現行の4,800円から200円引き上げ5,000円にするものでございます。

3の施行期日等は、3議案いずれも公布の日から施行となります。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行し、第1条の規定は平成30年4月1日から適用するものでございます。

提案理由の次のページに各条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で3議案の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○5番（内田 保君）**

議案第67号、特別職給与改正条例について質問します。

町長にお聞きします。

この条例改正は、町長、副町長、教育長、議員全体で、今回の期末手当は29万6,000円の支出となっております。人事院勧告は尊重すべきということは私も重々承知しておりますが、南知多町のトップリーダーとして、少ない南知多町の財政のために、町長経費の引き上げ分4万6,260円をはじめとして、特別職の期末手当約30万円分の支給は、町民に向けて節約してもいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私、今のような考え方を自分の報酬に対して考えたことがなかったです。もし、この町の財政が少ない、厳しい厳しいという中で、財政が厳しい中で、職員の給与もそうですけれども、まず生活があって、それに対して必要なだけの経費が、自分の場合は特別職ですから全ての活動に対して民間のように経費が出るわけではございません。ですから、足りなかったらできないし、多過ぎたら多いという批判がございますでしょう。

ただ、今回の人事院の勧告に対しては、淡々とそれを実行するだけでありまして、もし私たち職員も含めて減額が必要でという判断があるならば、ある目的を持ってどうしてもやっていかならん、あるいは財政がないからできないと、そのときにまず身を削ってということがありましたら、そのときに考えます。そういうことでございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第66号と議案第67号及び議案第68号の3件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第11 議案第69号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正す

## る条例について

### ○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第69号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

### ○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第69号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由でございます。

愛知県農業共済組合への職員の派遣につきまして、平成29年度末にて知多5市5町からの派遣が終了いたしましたので、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございます。

職員を派遣することができる団体から愛知県農業共済組合を削除するもので、第2条関係でございます。

3の施行期日でございます。

施行期日は、公布の日でございます。

提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第69号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第12 議案第70号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第5号）**

**○議長（藤井満久君）**

日程第12、議案第70号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長（北川眞木夫君）**

議案第70号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,697万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億89万2,000円とするものであります。

第2条は地方債の補正で、地方債の追加及び変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容は、大きく分けますと給与改定及び人事異動などに伴います人件費と当面の行政運営上必要となりました人件費以外の経費の2つになります。人件費につきましては、補正予算給与費明細書で御説明させていただき、科目ごとの説明は省略をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、歳出の人件費から御説明いたします。

42ページ、43ページの補正予算給与費明細書をごらんください。

左ページの1. 特別職の表の一番下段にあります比較の欄の計をごらんください。

給与費のうち、期末手当につきましては、支給月数の増により29万6,000円を増額し、共済費につきましては2万円を減額するものであります。合わせて27万6,000円を増額とするものでございます。

次に、右のページをごらんください。

一般職の給与費及び共済費の補正であります。

(1)総括の表をごらんください。

職員数につきましては、再任用短時間勤務職員が2名の減となっております。

次に、給与費のうち給料は、比較の欄1,049万9,000円の減額であります。これは、職員の途中退職等によるものであります。職員手当の540万2,000円の増額は、下段の表に内訳がございますが、勤勉手当の支給月数の増及び時間外勤務手当の増により増額となっております。共済費につきましては224万3,000円の増額となっております。

次の44ページは、今回の補正の増減額の明細、45ページと46ページは、補正後の給料及び職員手当の状況をあらわしたものであります。説明は省略させていただきます。

次に、人件費以外の補正内容について説明させていただきます。

18ページ、19ページをごらんください。

中段になります。2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費です。委託料の159万9,000円の増額補正であります。これは、来年10月より予定されている地方税共通納税システムにより電子的に納税が行えるようにするためのシステム改修に要する経費であります。

20ページ、21ページをごらんください。

下段になります。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費です。これは271万4,000円の増額補正であります。

内容につきましては、右側の説明の欄をごらんください。

老人福祉一般管理費161万1,000円の増額です。これは、認知症高齢者グループホーム整備に係る補助金であり、財源は県からの補助金となっておりますが、県補助金の交付決定額が当初より増額となったためでございます。

その下、老人保護措置費110万3,000円の増額であります。これは、本年10月より老人保護施設への措置入所者が1名増となったため、その費用を増額したものでございます。

次に、24ページ、25ページをごらんください。

上段、7目障害者福祉費は、扶助費1,865万2,000円の増額補正であります。これは、障害者福祉サービス利用人数の増により、介護給付費、自立支援医療給付費及び障害児通所給付費等を増額するものでございます。

次に、26ページ、27ページをごらんください。

中段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、5目知多南部衛生組合費434万円の減額であります。これは、知多南部衛生組合職員の人件費の増額及び平成29年度の繰越

金の精算により分担金を減額するものであります。

次に、40ページ、41ページをごらんください。

上段になります。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、2目漁港施設災害復旧費と、下段にあります2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費、2目河川施設災害復旧費、3目港湾施設災害復旧費、4目海岸施設災害復旧費は、予備費を充用して実施いたしました台風12号、21号等による施設の災害復旧費及び専決で実施しました4号補正の災害復旧費につきまして、災害復旧債を充当するための財源更正であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

12ページ、13ページをごらんください。

2. 歳入です。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は1,273万8,000円の増額補正であります。これは、平成30年度分の普通交付税額の確定に伴いまして、予算計上額との差額分を追加計上するものであります。

次に、11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は45万3,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました老人保護施設への措置入所者からの徴収金を計上したものです。

次に、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は932万6,000円の増額補正であります。これは、先ほど説明しました歳出予算の補正に伴う財源の補正であります。障害者総合支援給付費670万5,000円、障害者自立支援医療費205万2,000円及び障害児施設措置費56万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は466万3,000円の増額補正であります。これは、障害者総合支援給付費335万2,000円、障害者自立支援医療費102万6,000円及び障害児施設措置費28万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金161万1,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました介護施設等整備事業費補助金の増額分を追加するものでございます。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は1,269万4,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整であります。

次に、20款町債、1項町債、6目臨時財政対策債は1,262万円の減額補正であります。これは、平成30年度分の普通交付税額の算定により、本町が借り入れすることができます。臨時財政対策債の額が確定しましたので、その限度額と同額を借り入れするために減額するものであります。

次に、7目災害復旧債は1,350万円の増額補正であります。これは、台風12号、21号、24号等により災害を受けました施設の災害復旧事業に対する財源として町債を追加するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、5ページをごらんください。

第2表、地方債補正の表であります。歳入の20款町債にて御説明させていただきました地方債の追加で、災害復旧債1,350万円の増額補正であります。

次に、6ページをごらんください。

歳入の20款町債にて御説明させていただきました地方債の変更で、臨時財政対策債1,262万円の減額補正であります。

次に、一般会計の地方債残高は、この補正予算書の47ページにありますので、ごらんいただきたいと思っております。表の一番下段の右側になりますが、平成30年度末現在高見込額は67億155万7,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

議案第70号、補正予算について、1点だけ質問させていただきます。

議案第70号、45ページの(3)給料及び職員手当の状況表について質問します。

アの職員1人当たりの給与表で、一般行政職の平均給料月額、30年4月から30年12月では29万6,117円から29万8,060円と増額しております。しかし、平均給与月額では、30年4月34万3,956円から30年12月では34万3,948円の減額となっております。今回、給料

が上がっても給与は8円ばかり減っております。この主な理由は、例えば1級の方が2人減ったり、2級の方が1人減ったり、3級の方が1人人員が減っております。全体として残業代は何か減っていないような感じですが、どうしてこのような、いわゆる給与が減ったという状況になっているのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

平均給与月額が減った理由ということなのですが、4月の時点では、人事異動等に伴いまして、時間外の時間がどうしても多くなってしまいます。それで、12月ぐらいになってきますと、ある程度仕事になれてきますので、比較的前半に比べて時間外が少なくなるということで、給与月額が若干減ったという形になったと考えております。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第70号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたしたいと思っております。休憩は50分までといたします。

〔 休憩 10時40分 〕

〔 再開 10時50分 〕

○議長（藤井満久君）

会議を再開いたします。

---

日程第13 議案第71号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第71号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第71号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,572万9,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

3. 歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、財源内訳の更正でございます。

次の3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費につきましては65万1,000円の増額補正であります。これは、給与改定に伴う人件費の増額補正でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをごらんください。

2. 歳入、2款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険事業費補助金につきましては165万円の増額補正であります。これは、介護保険制度改正に対応するために必要な本町の介護保険システム改修に関する国の補助金の増額補正であります。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては99万9,000円の減額補正であります。これは、歳出に対する歳入の財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第71号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第14 議案第72号 平成30年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)

##### ○議長(藤井満久君)

日程第14、議案第72号 平成30年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

##### ○建設経済部長(鈴木良一君)

それでは、議案第72号 平成30年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として第1款水道事業費用を213万9,000円増額し、その総額を7億5,475万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3億1,561万4,000円」を「3億1,846万3,000円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,294万2,000円、過年度分損益勘定留保資金2,913万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,178万4,000円及び建設改良積立金処分別1億175万3,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,292万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2,680万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,178万4,000円及び建設改良積立金処分別1億695万7,000円」に改めるものであります。

また、支出として、第1款資本的支出を284万9,000円増額し、その総額を4億9,614万4,000円とするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第4条は、予算第6条に定めた(1)職員給与費を497万6,000円増額し、その総額を6,324万円とするものであり

ます。

今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定等に伴い増額補正するものでございます。

次に、6ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

1. 総括の下段、比較の合計をごらんください。

給与費416万1,000円、法定福利費81万5,000円、合計497万6,000円の増額をするものであります。

次の7ページから9ページは、今回の補正に伴う増減額の明細、給料及び手当の状況をあらわしたものです。説明は省略させていただきます。

次に、16、17ページをお開きください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の支出として、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費は261万1,000円の増額、同項第3目総係費は48万4,000円の減額及び第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税は1万2,000円の増額を補正するものでございます。

次に、18、19ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出として、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備新設改良費は284万9,000円の増額を補正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

議案72号の水道会計補正予算について質問いたします。

先ほどの質問とちょっと似ておりますが、(1)の7ページの職員1人当たりの給与についての質問です。平均給与額は、今回の改定では30万4,325万円から30万5,000円とし

て増額しておるんですが、平均給与の場合は38万2,996円から36万3,442円と、先ほどは8円だったんですが、これは2万ばかり減っているわけです。中身を見てみますと、6号給の職員が減ったと、また昇給人数が7人から6人になっているという、そういうこともあるのかなと思ひまして、しかし2万円の減りはなぜなのかと思ひまして質問いたします。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（相川 徹君）

それでは、内田議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど一般会計のほうでもお話しさせていただいた、基本的には理由は同じなんですけれども、4月に会計検査がございまして、その辺で時間外が非常に4月は多かったと。12月ぐらいになればある程度落ちついてくるということで、その辺の時間外の減少も考えられるということでございます。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第72号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（藤井満久君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 11時01分 〕

